

指定管理者制度の導入施設 総務省調査で初めて減少

伊藤久雄（認定NPO法人まちぼっと理事）

総務省は2019年5月17日、2018年4月1日現在における導入状況等に関する調査結果を公表した。調査結果の概要のほか、次の「個票」が公表されている。

□ 公の施設の指定管理者制度の導入状況等に関する調査結果（令和元年5月17日公表）

＜概要＞ http://www.soumu.go.jp/main_content/000619284.pdf

＜個票＞ <http://www.soumu.go.jp/iken/main.html>

（総務省 地方公共団体の行政改革等 指定管理者の項から検索）

- ・ 都道府県（個票）
- ・ 指定都市（個票）
- ・ 市区町村（個票）

今回の調査結果で最も注目されるのは、指定管理者の導入施設が総務省の調査開始以来、初めて減少したことである。

導入施設

	2015年4月1日現在	2018年4月1日現在
都道府県	6,909施設	6,847施設
指定都市	7,912施設	8,057施設
市区町村	61,967施設	61,364施設
合計	76,788施設	76,268施設

*2015年4月1日現在と2018年4月1日現在とでは520施設の減少

なお都道府県の公の施設数は11,492施設あるが、そのうち公営住宅が6,756施設(58.8%)を占めている。指定管理者の導入施設も前回調査では公営住宅が4,430施設と、導入施設の約64%を占めていた。今回の調査でも同様だと思われる。

導入施設が減少したのは、指定の取消し等が増加しているからである。指定の取り消し等は次のような状況である。きる

- ・ 前々回 2,415 施設
- ・ 前回 2,308 施設
- ・ 今回 2,657 施設

ただし、前々回調査では「公営住宅法に基づく管理代行制度への移行が296施設あったので、これを考慮すると最近の3回の調査では、調査を重ねるごとに指定の取消し等が増加しているとみることができる。今回と前回の指定の取消し等の内訳は以下のとおり。

2018 年調査

単位：施設

	指定の取消し	業務の停止	指定管理の 取りやめ	合計
都道府県	3 9	0	3 1	7 0
指定都市	5 1	0	5 4	1 0 5
市区町村	5 9 3	4 3	1, 8 4 6	2, 4 8 2
合計	6 8 3	4 3	1, 9 3 1	2, 6 5 7

2015 年調査

単位：施設

	指定の取消し	業務の停止	指定管理の 取りやめ	合計
都道府県	6 6	0	4 0	1 0 6
指定都市	5 1	0	5 6	1 0 7
市区町村	5 7 9	4 7	1, 4 6 9	2, 0 9 5
合計	6 9 6	4 7	1, 5 6 5	2, 3 0 8

2 回の調査を比較すると、市区町村の指定管理の取りやめが急増していることが特徴である。前回調査と比較すると 366 件も増えている。その原因は調査票の個票の分析が必要であるが、ここでは市区町村の指定管理の取りやめが急増していると指摘するにとどめておくことにする。

指定期間は、「長期化の傾向があるというのが総務省の分析である。『前回の指定期間よりも長い』施設が約 2 割となっている。具体的には以下のとおり。

3 年未満	1. 5 %
3 年	1 5. 0 %
4 年	5. 5 %
5 年	7 1. 5 %
5 年超	6. 5 %
合計	1 0 0. 0 %

・「5 年」の割合が、前回調査（6 5. 3 %）から 6. 2 ポイントの増

※小数点第 2 位以下端数処理

なお 5 年超は 2015 年調査では 5, 158 施設（6. 7 %）、今回は 4, 945 施設（6. 5 %）、10 年以上は、2015 年調査では 4, 378 施設、5. 7 %であったが、今回は 4, 089 施設、5. 4 %と、ともに若干減少している。

▽ ▽ ▽

以上がとりあえずの分析である。今後、個票も用いて詳細な分析を行いたいと思う。